

平成 28 年 10 月 12 日

特別用途食品の品質管理に関する調査について

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

消費者庁としては、特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、特別用途食品の許可を受けている事業者（16 社）に対して、事業者が定期的に行っている外部の試験検査機関による試験の結果について、報告いただくよう調査依頼いたしました。

<問合せ先>

消費者庁 食品表示企画課

電話：03-3507-9222（直通）

FAX：03-3507-9292

担当：増田、遠藤



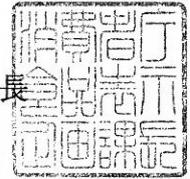
消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

アイクレオ株式会社

代表取締役社長 佐藤 善敏 殿

食品表示企画課長



特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

アサヒグループ食品株式会社

代表取締役社長 唐澤 範行 殿

食品表示企画課長



特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



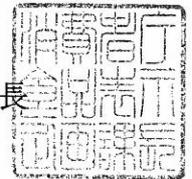
消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

株式会社大塚製薬工場

代表取締役社長 小笠原 信一 殿

食品表示企画課長



特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



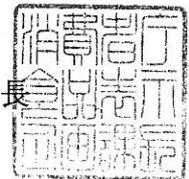
消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

亀田製菓株式会社

代表取締役社長 佐藤 勇 殿

食品表示企画課長

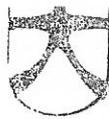


特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



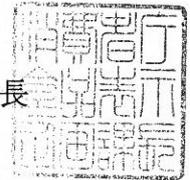
消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

キッセイ薬品工業株式会社

代表取締役社長 神澤 陸雄 殿

食品表示企画課長



特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



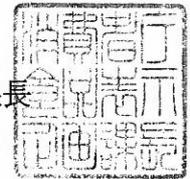
消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

株式会社クリニコ

代表取締役社長 中林 将宏 殿

食品表示企画課長

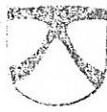


特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

キリンホールディングス株式会社

代表取締役社長 磯崎 功典 殿

食品表示企画課長



特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



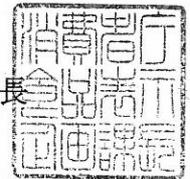
消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

佐藤食品工業株式会社

代表取締役社長 佐藤 元 殿

食品表示企画課長

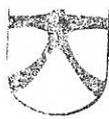


特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



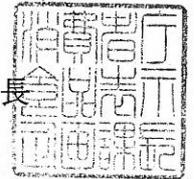
消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

ホリカフーズ株式会社

代表取締役社長 川井 義博 殿

食品表示企画課長



特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



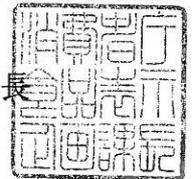
消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

株式会社明治

代表取締役社長 川村 和夫 殿

食品表示企画課長



特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

日東ベスト株式会社

代表取締役社長 大沼 一彦 殿

食品表示企画課長



特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



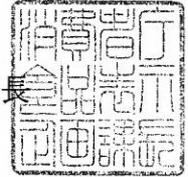
消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

ニュートリー株式会社

代表取締役社長 川口 晋 殿

食品表示企画課長



特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



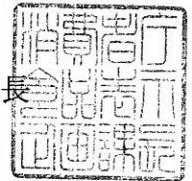
消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

森永乳業株式会社

代表取締役社長 宮原 道夫 殿

食品表示企画課長

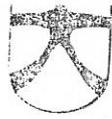


特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

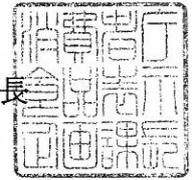
特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



消食表第 656 号
平成 28 年 10 月 12 日

雪印ビーンスターク株式会社
代表取締役社長 平田 公孝 殿

食品表示企画課長



特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



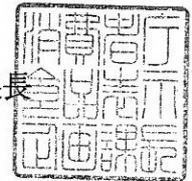
消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

雪印メグミルク株式会社

代表取締役社長 西尾 啓治 殿

食品表示企画課長

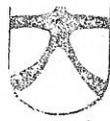


特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。



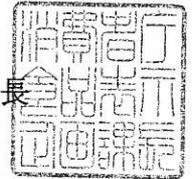
消食表第 656 号

平成 28 年 10 月 12 日

和光堂株式会社

代表取締役社長 林 一則 殿

食品表示企画課長



特別用途食品の品質管理に関する調査について（依頼）

特別用途食品の申請に必要な事項については、「特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号消費者庁次長通知。以下「通知」といいます。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていない等の事案が発生したことに伴い、特定保健用食品に関して関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行っているところです。

特別用途食品に関しても、品質管理が許可申請どおりに実施されているかについて調査を行う必要があると考えられることから、御社が通知に基づいて定期的に行う外部の試験検査機関による試験の結果について、平成 26 年 4 月以降の最新の結果を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに消費者庁食品表示企画課宛てに御報告をお願いいたします。